

大規模事故対策編

第1章

計画の作成に当たって

- 本章は、浜松市防災計画「大規模事故対策編」の対象として想定する災害及び災害対策体制について定める。
- 本編に定めのない事項は、共通対策編に基づき運用する。

第1節 想定する災害

【災害対策本部事務局】

1 想定する災害

- 本計画の対象として想定する災害は、災害対策基本法(※1)及び同施行令(※2)で定める災害のうち、大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等による災害であり、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものをいう。

※1 第2条第1号
※2 第1条

2 想定災害の種別

種 別	態 様
道路事故対策	自動車専用道路等における大規模な事故等
鉄道事故対策	多数の人命及び多くの物的損壊を伴う鉄道施設における災害等
海上事故対策	大規模な油等流出事故、船舶等の火災事故等
航空事故対策	人命及び物的損壊を伴う航空機事故
大規模火災事故対策	多数の人命及び多くの物的損壊を伴う火災等
危険物事故対策	都市ガス施設災害、危険物・火薬類・高圧ガス施設、放射性物質取扱施設及び輸送中の災害等
不発弾処理対策	不発弾等の埋没が予想される場所の発掘及び不発弾等の処理等
停電事故対策	大規模な停電事故

第2節 市災害対策本部

【災害対策本部事務局、区本部】

1 災害対策体制

- 本市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、事前配備体制及び浜松市災害対策本部(※1)体制をとる。

※1 災害対策基本法第23条の2

《事前配備体制》

体制(※2)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)
情報収集体制	・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ)が判断したとき	危機管理課、秘書課(組織としての政策補佐官含む)/区振興課/行政センター/支所

※2 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

災害対策準備室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課（農業委員会事務局）、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部
災害対策連絡室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害 11 部の代表課 及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、環境部

- 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあっては危機管理センターに置き、区においては、区役所並びに行政センター及び支所に開設する。
- 関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課及び区役所の防災担当課、行政センター及び支所に報告する。

《災害対策本部体制》^(※5)

体制 ^(※6)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)
災害対策本部体制	・「災害救助法」による救助を適用する規模の事故災害が発生したとき ・連絡を受けた事故が多数の死傷者を伴う大規模事故、又は大規模事故に移行するおそれがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき	原則として全職員 (ただし、災害 11 部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)

※5 災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき設置。
※6 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

- 災害対策本部の体制
 - ・ 「共通対策編 第 3 章 第 3 節 組織・動員計画」に準ずる。
- 本部会議
 - ・ 「共通対策編 第 3 章 第 3 節 組織・動員計画」に準ずる。
- 災害対策本部区本部、地域本部、現地災害対策本部
 - ・ 「共通対策編 第 3 章 第 3 節 組織・動員計画」に準ずる。

2 職員の配備基準及び体制

- 「共通対策編 第 3 章 第 3 節 組織・動員計画」に準ずる。

第2章

道路事故対策計画

- 浜松市内の国道、県道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等がとるべき行動を定める。

第1節 総則

【災害対策本部事務局、土木部】

1 市、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- 防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

市 ^(※1)	・ 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集 ・ 被災者の救出・救護^(※2)に関する事 ・ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関する事 ・ 県又は他の市町に対する応援要請 ・ 救急救助資器材、車両等の整備 ・ 救急隊員及び救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の養成 ・ 携帯電話からの119番通報に対する的確に対応できる体制の確立
道路管理者 ^(※3)	・ 管理道路の災害予防に関する事 ・ 管理道路の防災体制の整備に関する事 ・ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事 ・ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関する事
県	・ 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関する事 ・ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関する事 ・ 市町及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ・ 医療救護体制の確保に関する事
県警察 ^(※4)	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 被害実態の早期把握 ・ 負傷者等の救出救助 ・ 緊急交通路の確保等交通上の措置 ・ 避難誘導及び二次災害の防止措置 ・ 検視及び行方不明者の捜索 ・ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ・ 関係機関の行う災害復旧への協力 ・ その他必要な警察業務

※1 消防組織を含む。
※2 救急業務

※3 国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所、県(道路公社)、市、中日本高速道路(株)

※4 浜松市警察部、浜松中央警察署のほか、市域を管轄する警察署

国土交通省 中部地方整備局 ^(※5)	・ 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること ・ 関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ・ 気象、地象^(※6)及び水象の予報及び警報 ・ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 ・ 気象業務に係る各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
建設事業者	・ 事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

※5 浜松河川国道事務所

※6 地震にあつては地震動に限る。

2 予想される事故と地域

(1) 市内の道路の状況

○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである^(※7)。

(令和6年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	2	65.0
一般国道	6	248.2
県 道	67	682.3
市 町 道	23,750	7,578.5
合 計	23,825	8,574.0

※7 一般県道には浜松御前崎自転車道線、浜名湖周遊自転車道線を含む。

(2) 市内の平均交通量（平日昼間12時間平均）

○ 浜松市内の平均交通量は次のとおりである。^(※8)

道路の種類	平均交通量	平均大型車両混入率
高速自動車国道	18,787	45.0%
一般国道	11,294	13.0%
県 道	5,483	9.9%
市 町 道	11,961	5.4%
合計 平均	8703	13.6%

※8 参考:令和3年全国道路・街路交通情勢調査

(3) 道路交通危険箇所

○ 市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

道路の種類	落石・崩壊	その他	合計
一般国道	113	54	167
主要地方道	55	31	86
一般県道	88	51	139
合計	256	136	392

(4) 予想される道路事故の態様

○ 浜松市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	・ 落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 ・ 河川の増水、津波等による橋梁・道路の流出
道路構造物の破損に起因するもの	・ 舗装、縁石、街路樹、街路灯等の破損
大規模な交通事故等に起因するもの	・ トンネル内での車両火災 ・ 道路上での危険物等の漏洩 ・ バスの転落等事故
その他	・ 沿道での大規模火災等

第2節 災害予防計画

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部(医療担当・保健所)、土木部】

1 道路構造物の災害予防

- 各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に覚知するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。
- 被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。
- 警察、市(消防)、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に努める。

※1 国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所、県、市、中日本高速道路(株)

※2 情報連絡を含む。

※3 異常気象時通行規制区間の指定、道路通行規制の実施及び解除、その他の道路通行規制。

2 道路管理者等の防災体制の整備

道路管理者 ^(※1)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 安全設備等の整備 ・ 防災体制の確立 ^(※2) ・ 異常気象時の通行規制区間の指定 ・ 通行規制の実施及び解除 ^(※3)
-----------------------	--

	・ 通行規制の実施状況に関する広報 ・ 防災訓練の実施
市	・ 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備 ・ 情報連絡体制の整備 ・ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助資器材の整備
県	・ 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
県警察	・ 情報連絡体制の整備 ・ 防災体制の確立 ・ 通行の禁止等の措置^(※4) ・ 信号機等の点検
静岡地方気象台	・ 気象観測予報体制及び地震・津波・火山監視体制の整備等 ・ 気象等の防災情報の提供等 ・ 気象知識等の普及
国土交通省 中部地方整備局 ^(※5)	・ 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
建設事業者	・ 情報連絡体制の整備 ・ 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ・ 応援業務に必要な資器材の備蓄状況の把握

※4 異常気象時通行規制区間の指定、道路通行規制の実施及び解除、その他の道路通行規制。

※5 浜松河川国道事務所

※6 化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード。

3 危険物流出等に備えた資機材等の整備

- 道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。
- 特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード^(※6)の携行の普及促進等を図る。

4 防災訓練

- 市、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等は、相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施する。

5 道路トンネル事故の予防対策

(1) 主要なトンネルの現状

- 本市にある防災上重要なトンネル（延長2km以上又はトンネル等級A以上）は、11箇所である。
- トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者等は事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

名称	管理者	路線名	延長 (m)	トンネル等級	非常用設備の有無							備考
					非常電話	ボタン通報	火災検知器	非常警報装置	消火器	消火栓	誘導表示板	
三岳山トンネル(上り)	中日本高速道路㈱	新東名高速道路	3,200	AA	○	○	○	○	○	○	○	
三岳山トンネル(下り)			3,262	AA	○	○	○	○	○	○	○	
引佐トンネル(上り)			1,497	A	○	○		○	○	○	○	
引佐トンネル(下り)			1,498	A	○	○		○	○	○	○	
奥山トンネル(上り)			1,347	A	○	○		○	○	○	○	
奥山トンネル(下り)			1,528	A	○	○	○	○	○	○	○	
富幕山トンネル(上り)			1,550	A	○	○	○	○	○	○	○	
富幕山トンネル(下り)			1,517	A	○	○	○	○	○	○	○	
別所トンネル	浜松河川国道事務所	(国)474号	948	B	○	○		○	○		○	三遠南信自動車道
渋川トンネル			1,598	B	○	○		○	○		○	
三遠トンネル			4,525	A	○	○	○	○	○	○	○	
三遠名号トンネル			1,056	A	○	○		○	○		○	
三遠大島トンネル			172	C								
浦川・奈根トンネル			3,436	A	○	○	○	○	○	○	○	
川合トンネル			2,408	B	○	○		○	○		○	

(2) 事故防止対策

- 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努める。
- 大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締りの強化に努める。
- 道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。
- 道路管理者、警察及び市（消防機関）等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努める。

6 関係機関との相互連携体制の整備

(1) 連絡窓口の明確化

- 関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

(2) 防災訓練の合同実施

- 道路管理者、市、警察等の防災関係機関は、合同の防災訓練を行い、情報の伝達方法、交通規制、救助・救出活動等における連携及び職務分担について、周知徹底を図る。

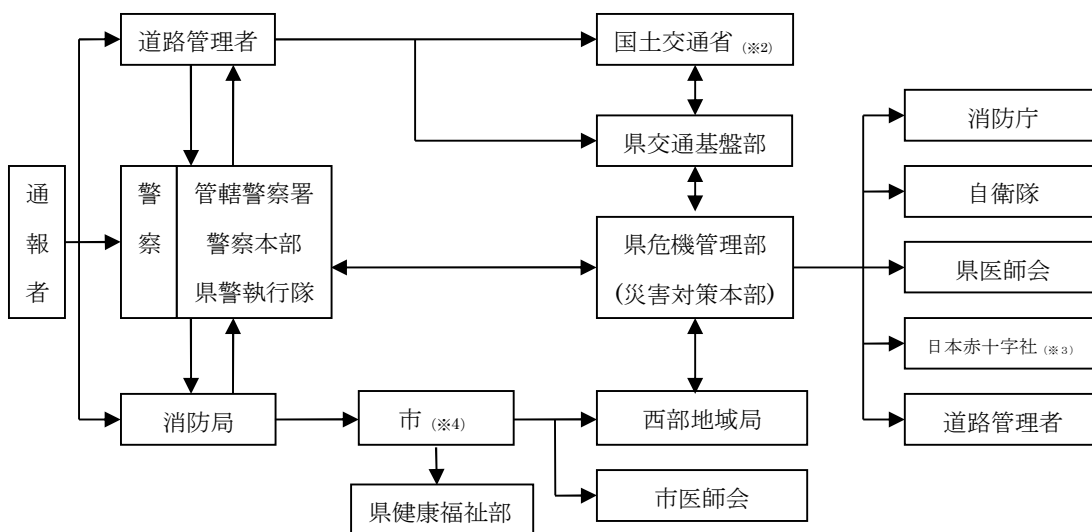
第3節 災害応急対策計画

○ 大規模な道路事故が発生した場合の災害応急対策について定める。

1 情報の収集・伝達

- 道路災害発生の通報を受けた場合は、関係機関に内容を連絡する。また、災害報告取扱要領（※1）に基づき、消防庁へ報告を行う。
- 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時道路管理者のホームページに掲載するとともに、市は広報活動を行う。
- 市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

【情報連絡系統図】



【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、土木復旧部】

※1 昭和 45 年 4 月
10 日付消防防第
264 号

2 中部地方整備局
浜松河川国道事務所

※3 日本赤十字社
静岡県支部

※4 危機管理課、
広聴広報課、健康
医療課

2 応急体制

(1) 市の体制

- 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。

《事前配備体制》

- 事故の連絡を受けた市は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集・整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所） ・ 消火活動に関する応援体制の確立（消防局） ・ 救助活動に関する応援体制の確立（消防局）
------	--

	・ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討(健康医療課) ・ 災害対策本部設置の検討(危機管理課) ・ その他必要な活動の検討 ・ 消防庁への報告(消防局) ・ 広報に関する事項(広聴広報課)
--	---

《災害対策本部》

- 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。
- 市長(本部長)が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

処理事項	・ 防災対策の総合調整(災害対策本部事務局) ・ 死傷者の搜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整(警備部) ・ 医療に関する連絡調整(保健医療調整本部) ・ 遺体の措置(遺族・遺体部) ・ 道路の応急復旧(土木復旧部)(※5) ・ 消火活動(警備部) ・ 被災者の救出、救護(警備部) ・ 負傷者の医療機関への搬送(警備部) ・ 行方不明者の搜索(警備部) ・ 情報収集、発信、広報(災害対策本部事務局) ・ 関係機関への支援要請(災害対策本部事務局)(※6) ・ 二次災害等発生防止措置(警備部) ・ 消防庁への報告(警備部) ・ 広報に関する事項(災害対策本部事務局) ・ その他必要な活動
------	--

※5 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第24節 交通応急対策計画に準じる。

※6 県を通じた要請が基本。

《現地災害対策本部》

処理事項	・ 消火活動に関する調整(警備部) ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整(保健医療調整本部) ・ 負傷者搬送に係る調整(警備部) ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整(保健医療調整本部) ・ 被災者情報に関すること(区本部) ・ 広報に関すること(災害対策本部事務局)(※7) ・ 遺体措置に関する調整(遺族・遺体部) ・ その他必要な活動
------	--

※7 緊急を要する事項

(2) 防災関係機関の体制

《処理事項》

道路管理者	○ 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ・ 主要交通路(迂回路)の確保 ・ 災害時における通行の禁止又は制限 ○ 道路施設の応急復旧活動に関すること ・ 道路の応急復旧 ・ 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
県	○ 防災対策の総合調整 ○ 情報収集、発信、広報 ○ 関係機関への支援要請 ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 海上保安庁への支援要請 ・ 消防庁、他都県等への支援要請 ・ 医療機関等への協力要請 ・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・ その他関係機関への応援要請 ○ 二次災害等発生防止措置 ○ 消防庁への報告 ○ 広報に関する事項
県警察	○ 災害関係情報の収集及び伝達 ○ 被害実態の早期把握 ○ 負傷者等の救出救助 ○ 緊急交通路の確保等交通上の措置 ○ 避難誘導及び二次災害の防止措置 ○ 検視及び行方不明者の搜索 ○ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ○ 関係機関の行う災害復旧への協力 ○ その他必要な警察業務
建設事業者	○ 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

3 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

- 危険物等の流出が確認された場合、又は流出が想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル^(※8)に基づき、以下の措置を行う。

(1) 拡散防災措置等

区 分	内 容
流出危険物の拡散の防止及び除去	・ 警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両所属事業所から流出危険物の名称、性

※8 静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編

	状、毒性等の状況を把握する。 ・ 輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	・ 消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行うとともに火災等の防ぎよに努める。 ・ 流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 ・ 流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 ・ 必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

(2) 住民の安全確保

- 市は、危険物が流出した場合に有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に緊急避難場所を開設する。
- 災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（※9）の情報を広報する。
- 危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除するとともに、その旨広報する。

※9「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等

第4節 災害復旧計画

【災害対策本部事務局、保健医療長 y 製本部、土木復旧部】

1 災害復旧計画の策定

- 関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

2 施設の復旧

- 施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

3 安全性の確認

- 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
- 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

4 再発防止策の検討

(1) 対応の評価

- 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。
- 関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

(2) マニュアル等の見直し

- 関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

第3章

鉄道事故対策計画

- 浜松市内の鉄道施設等において、列車の衝突、脱線等により多数の死傷者を伴う大規模な事故又は火災が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等がとるべき行動を定める。

第1節 総則

【災害対策本部事務局】

※1 社会的な影響が著しく伴ったもの。

1 過去の事故（※1）

- これまでの間、該当するような事故は発生していない。

2 予想される事故と地域

（1）事故の形態及び発生要因

事故の形態	内容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）

（2）浜松市内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区間	営業キロ(km)
東海旅客鉄道(株)	東海道新幹線	浜松～豊橋	36.5 の一部
	東海道線	天竜川～弁天島	17.1
	飯田線	出馬～小和田	28.4
天竜浜名湖鉄道(株)		天竜二俣～尾奈	31.9
遠州鉄道(株)		新浜松～西鹿島	17.8

第2節 災害予防計画

1 防災体制の整備

市 ^(※1)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備 ・ 災害発生の防止又は拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備 ・ 消火・捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者 ^(※2)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備等 ・ 職員に対する教育訓練、乗務員に対する適性検査の実施 ・ 車両や施設に関する安全確保の実施 ・ 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続き等^(※3)の作成 ・ 応急対策用資器材の整備 ・ 防災訓練の実施、参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助・救出活動に係る資器材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県警察 ^(※4)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索・救助・救出活動に係る資器材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	・ 情報連絡体制の整備 ・ 鉄道事業者に対する安全指導 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
日本赤十字静岡県支部	・ 情報連絡体制の整備 ・ 医療救護活動に係る資機材などの整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加、協力 ・ 関係機関との相互連携体制の整備

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部(医療担当・保健所)、健康福祉部】

※1 消防組織を含む。

※2 東海旅客鉄道(株)、遠州鉄道(株)、天竜浜名湖鉄道(株)

※3 交通機関の運転停止基準/資料編11-8

※4 浜松市警察部、浜松中央警察署のほか、市域を管轄する警察署。

2 鉄道交通の安全確保

- 各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のために教育を徹底し、事故発生の防止に努めるとともに、一般公衆に対する啓発を積極的に行う。

踏切事故対策	- 各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。 - 踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。
鉄道妨害の防止	各鉄軌道事業者は、列車妨害行為の危険性を周知するため、駅利用者へのPR 活動、小学校、自治体、鉄道警察隊等への協力依頼、線路巡回の強化、立て看板の設置、線路内立ち入り防護柵の点検整備等を実施する。
鉄道交通の障害となりうる樹木等の除去	鉄道事業者は、樹木等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

3 防災訓練

- 各鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。
- 市、県、警察、その他関係する機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施に努める。

4 関係機関との相互連携体制の整備

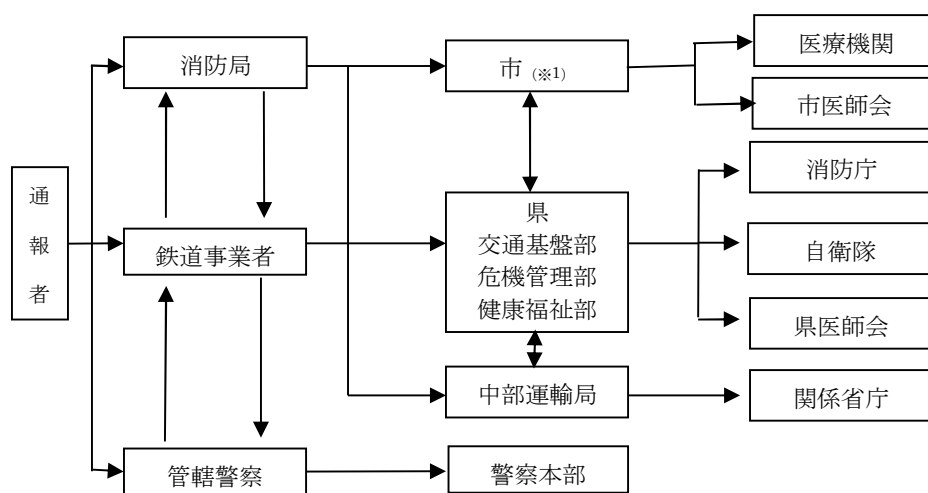
- 各鉄道事業者は、事故災害時の市、県、警察、その他関係する機関との連携について、あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平常時から関係強化に努める。

第3節 災害応急対策計画

1 情報連絡体制の整備

- 鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報する。

【情報連絡系統図】



※ 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、福祉支援部、土木復旧部】

※1 危機管理課、広聴広報課、健康医療課

2 応急体制

(1) 市の体制

- 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。

《事前配備体制》

- 連絡を受けた事故が多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集・整理(危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所) ・ 消火活動に関する応援体制の確立(消防局) ・ 救助活動に関する応援体制の確立(消防局) ・ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討(健康医療課) ・ 災害対策本部設置の検討(危機管理課) ・ その他必要な活動の検討 ・ 消防庁への報告(消防局) ・ 広報に関する事項(広聴広報課)
------	--

《災害対策本部》

- 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。
- 市長(本部長)が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

処理事項	・ 防災対策の総合調整(災害対策本部事務局) ・ 情報の収集・伝達(災害対策本部事務局) ・ 消火活動(警備部) ・ 捜索活動(警備部) ・ 遺体の措置(遺族・遺体部) ・ 救出・救助・救急活動(警備部) ・ 負傷者の搬送(警備部) ・ 情報発信、広報(災害対策本部事務局) ・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立(災害対策本部事務局) ・ 避難誘導、緊急避難場所の開設(災害対策本部事務局) ・ 関係機関への支援要請(災害対策本部事務局)(※2) ・ 二次災害等発生防止措置(警備部) ・ 消防庁への報告(警備部) ・ 広報に関する事項(災害対策本部事務局)
------	--

※2 県を通じた要請が基本。

《現地災害対策本部》

処理事項	・ 消火活動に関する調整(警備部) ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整(保健医療調整本部) ・ 負傷者搬送に係る調整(警備部) ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整(保健医療調整本部) ・ 被災者情報に関すること(区本部) ・ 広報に関すること(災害対策本部事務局)^(※3) ・ 遺体措置に関する調整(遺族・遺体部) ・ その他必要な活動
------	--

※3 緊急を要するもの

(2) 防災関係機関の体制

《処理事項》

鉄道事業者	・ 情報の収集と伝達 ・ 社内に事故対策本部の設置、事故現場付近への現地本部の設置 ・ 関係機関の現地本部の手配 ・ 市、県に対する必要な支援要請 ・ 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 ・ 後続列車の衝突等の二次災害防止活動 ・ 危険物積載の場合は被害防止対策の実施、消防や警察への報告 ・ 被災者の家族等への情報提供 ・ 被災者及び被災者家族に対する必要な手配 ・ 代行輸送等の手配 ・ 避難誘導 ・ 乗客等に対する広報
県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請 ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 海上保安庁への支援要請 ・ 消防庁、他都県等への支援要請 ・ 医療機関等への協力要請 ・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・ その他関係機関への応援要請 ・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 被害実態の早期把握 ・ 負傷者等の救出救助

	・ 緊急交通路の確保等交通上の措置 ・ 避難誘導及び二次災害の防止措置 ・ 検視及び行方不明者の捜索 ・ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ・ 関係機関の行う災害復旧への協力 ・ その他必要な警察業務
中部運輸局	・ 情報の収集・伝達

【特記事項】

情報の収集・伝達	・ 鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係各課に内容と連絡する。 ・ 災害の発生状況及び被害状況を収集し、把握できた内容を関係各課、その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には広報活動を行う。
広報活動	・ 鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供する。
消防活動	・ 火災が発生している場合は、迅速な消火活動及び、二次災害の防止等の活動を実施する。
救助・救急活動	・ 救助・救急事案が発生している場合は、迅速な救助活動を行い、救助した負傷者を医療機関に搬送する。
現場活動等	・ 傷病者が多数発生した場合は、案内窓口、一時的な救護所を設け、必要に応じて遺体安置所を設置し、対応に当たる。
避難	・ 乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に緊急避難場所を開設する。 ・ 避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び危険箇所の情報を避難者に提供する。

(3) 危険物等の搭載貨車事故に対する応急対策

区 分	内 容
初動対応	・ 危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察機関に通報し、安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	・ 現地における出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の責任者は、流出した危険物等による爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を市長に要請する。 ・ 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道事業管理者等に連絡する。上下水道部については、「有害物質等流入事故対応マニュアル」に基づき対応する。

※ 災害復旧計画については、原則として「大規模事故対策編 第2章 道路事故対策計画 第4節 災害復旧計画」に準じる。

加えて、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

第4章

海上事故対策計画

- 浜松市の周辺海域並びに河川において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するほか、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための市及び防災機関の措置を定める。

第1節 総則

【災害対策本部事務局】

1 予測される船舶事故と地域

- 海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。
- 海難とは、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油等の排出など複合的な事故となることがある。

主な形態	内 容
衝突	船舶が他の船舶又は物件 ^(※1) に接触したことをいう。
乗揚げ	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸水	船外から海水等が侵入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関(等)推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安全阻害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び難船荒天難航をいう。

※1 岸壁、防波堤、栈橋、流水等

- 浜松市沿岸海域は、東西に往来する船舶が多いので、衝突、座礁による遭難、火災等の災害が予測される。

【参考】

＜海上災害に関する基本的な考え方＞

- ・ 海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- ・ 他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- ・ 海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。
- ・ 特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町村が救助活動を行う。

＜海難による人身事故における対応（任務等）と責務等の内容＞

主体	根拠法令	責務等内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法 第 12 条～14 条	・ 人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・ 船舶が衝突した時の人命及び船舶の救助 ・ 他の船舶又は航空機の遭難を知った時の人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法 第 2 条	・ 海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町村長	水難救護法 第 1 条	・ 遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町村長の責務
静岡県警察本部	水難救護法 第 4 条	・ 救護の事務に関し市町村長を補助

※ 海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たった者が災害を受けたときは、「海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

2 沿岸海域等排出油等流出事故の主な施策

- 沿岸等排出油事故における主な対策は次のとおり。
 - ・ 海上等における事故現場での応急防除措置
 - ・ 油等が流出した場合の海上等での拡散防止及び回収
 - ・ 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
 - ・ 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

3 重油等の種類と性質

種 類	性 質
A 重油	・ 流出源から数百 m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。 ・ 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・ オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 ・ 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 ・ 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。
C 重油	・ 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 ・ C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化(ムース化)する。 ・ 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 ・ 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ・ C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。
原油	・ 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 ・ 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 ・ 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化(ムース化)していく。 ・ 対応としては、海上に流出した後、乳化(ムース化)前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化(ムース化)した時は、C重油と同じである。

ガソリン	・ ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 ・ 早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 ・ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・ やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	・ 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・ やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
灯油	・ 灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・ 対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	・ 潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。。 ・ 対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
ケミカル類	・ 油以外の液体物質のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(※2)第3条第3号に規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 ・ 多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ・ 対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。
液化ガス	・ メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG(Liquefied Natural Gas)という。 ・ LPG(Liquefied Petroleum Gas)とは、液化石油ガスのこと

※2 昭和 45 年 12 月 25 日法律第 136 号、以下「海防法」という。

《廃棄物等が排出された場合》

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第 40 条	廃棄物その他の物(油及び有害液体物質を除く。)の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

※ 上記の2つの場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条-Ⅰ）

- 措置を講じるべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講じる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

《危険物が排出された場合》

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は管理施設の管理者	海防法 第 42 条-2-Ⅲ	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災発生防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法 第42条-5-Ⅰ	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命じることができる。

《漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】》

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知(平成9年1月23日)により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

《重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等》

主体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法 第2条 海防法 第39条-Ⅲ 第42条-15-Ⅲ	・ 海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	海防法 第42条-14	・ 海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 中部地方整備局 (港湾空港部)	国土交通省設置法 第4条-⑮ 第4条-103号 第31条-②	・ 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・ 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法 第50条-I-⑥ 第50条-I-⑨	・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 ・ 災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

港湾管理者	港湾法 第 12 条-② 第 12 条-⑥ 第 34 条	・ 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） ・ 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条	・ 漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第 2 節 災害予防計画

【災害対策本部事務局、消防局、健康福祉部（医療担当・保健所）、健康福祉部】

1 船舶事故予防計画

- 浜松市、静岡県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

市	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 港湾施設の適正利用確保の措置 ・ 港内パトロール等を実施し、港湾施設の良好維持と適正利

	用の確保に努める。 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県警察	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
第三管区海上保安本部 (※1)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 救難資機材等の整備及び備蓄 ・ 海上交通の安全確保のための措置 ・ 管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。 ・ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努める。 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
指定海上防災機関	・ 情報連絡体制の整備 ・ 海上交通の安全確保のための措置 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備 ・ 海上輸送法第10条-3の規定に基づく「安全管理規程」の作成
静岡地区水難救済会	・ 連絡体制の整備 ・ 救難所の施設整備及び救難用資機材等の備蓄 ・ 海難救助訓練の実施
中部運輸局	・ 船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を踏まえた必要な指導を実施

※1 清水海上保安部

< 特記事項 >

海難防止指導	・ 清水海上保安部、下田海上保安部及び御前崎海上保安署は、海難事故防止講習会の主催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。
異常気象時における避難体制の確立	・ 第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努める。
防災訓練	・ 市及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。
関係機関との	・ 海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行

相互連携体制の整備	うため、海上保安機関と消防機関は、概ね次の事項の調整をしておく。 ・ 資機材の保有状況等の資料の交換 ・ 消火活動要領及び連絡周知システムの作成 ・ 必要資機材の整備の促進 ・ 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。 ・ 第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図る。 ・ 第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市町村等との連絡・連携体制を強化する。
-----------	---

2 沿岸排出油等事故予防計画

- 浜松市、静岡県、海上保安庁をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、排出油等事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

市 ^(※2)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助活動に係る資機材等の整備 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備・段階的対応 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 ・ 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 ・ ボランティア等に対する支援
県	・ 情報収集体制の整備 ・ 消火・捜索・救助活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 ・ 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 ・ ボランティア等に対する支援
県警察	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
第三管区海上保安本部 ^(※3)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備

※2 消防組織を含む。

※3 清水海上保安部

	及び備蓄 ・ 油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。 ・ 海上交通の安全確保のための措置 ・ 管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。 ・ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県沿岸排出油等防除協議会	・ 情報連絡体制の整備 ・ 排出油等の防除に関する計画の策定 ・ 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備促進 ・ 排出油等の防除に関する研修及び訓練 ・ 排出油等の防除活動の実施の推進 ・ 関係機関との相互連携体制の整備

3 防除資機材等の整備

市	・ 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法を定めておく。 ・ 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時、防災関係者等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
県	・ 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法を定めておく。 ・ 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時、防災関係者等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
第三管区海上保安本部 (※4)	・ 海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備付を指導する。
静岡県沿岸排出油等防除協議会	・ 会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

※4 清水海上保安部

4 沿岸海域及び海域利用情報の収集・整理

- 排出油等の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておく。
- 情報図として整備を行う場合、地域、海岸の形状環境及び経済側面から価値が高いとみなされる施設を地図上にプロットすることにより作成し、作成した情報図は関係団体の

ほか、防災関係機関において、防災対策の基礎資料として活用する。

- なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておく。

5 海上交通の安全確保

- 海上保安部及び港湾関係者は、管轄海域及び本市の港湾内において、船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

6 人材の育成

- 排出油等の防除活動を的確に行うために、排出油の性状、資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成に努める。

7 防災訓練

- 関係団体等は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努める。
- 防災関係機関は、過去の災害状況、予測される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努める。

8 関係機関との相互連携体制の整備

- 関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努める。
- 防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行う。

第3節 災害応急対策計画（船舶事故）

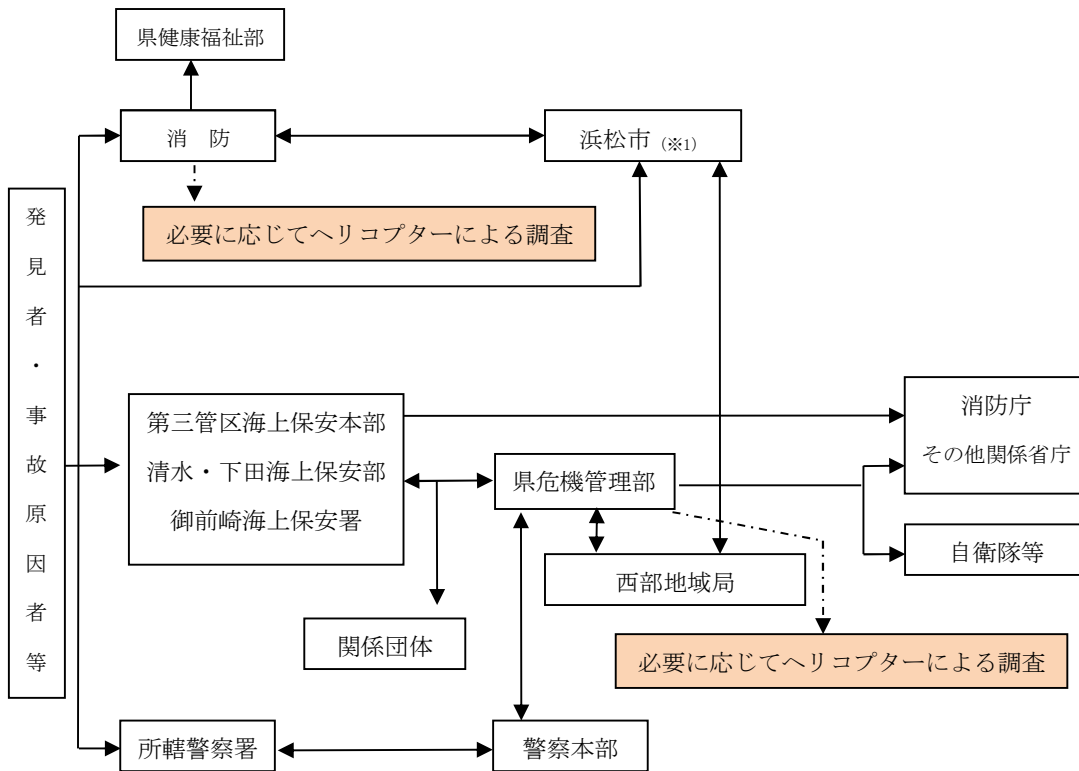
【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部局、遺族・遺体部、福祉支援部、保健医療調整本部、区本部】

- 海上災害が発生した場合は、市、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

1 情報の収集・伝達

- 海上災害の発生及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市の関係部局、県、防災関係機関と共有する。また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。なお、広報の必要がある場合には、市のホームページ等に掲載するなど広報活動を行う。

【情報連絡系統図】



※1 危機管理課、広聴広報課

2 応急体制

(1) 応急対策の流れ

○ 海難による人身事故の場合 ※2

事項	船長等	国	県	市
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	災害対策本部及び方面本部の設置	災害対策本部の設置
搜索活動		海上保安本部のヘリ等による搜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による搜索活動	海上保安本部等と連携をとった市消防ヘリ等による沿岸海域を中心とする搜索活動
救助・救急活動	救助・救急活動	海上保安本部による、県及び市と連携した救助・救急活動	海上保安本部等と連携をした救助・救急のための県、県警ヘリの出動	海上保安本部等と連携をした市消防ヘリ等による沿岸海域を中心とする救助・救急活動

※2 遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定。

医療活動		海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	市からの要請による医療機関への救護班派遣要請	・市は必要に応じて、県に対して、日本赤十字社静岡県支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療救護活動に係る調整
消火活動 (必要な場合に応じて)		・海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・市による消火活動 ・市は必要に応じて、消防相互応援協定締結消防機関へ応援要請 ・市は、必要に応じて、県に対して県外の消防機関派遣を県に要請
緊急輸送活動		・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又は斡旋	県は、沿岸の市とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	市は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置 (※3)

※3 困難な場合には県に対して調達の斡旋依頼。

(注) その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助、救急、医療、消火、緊急輸送活動等

沿岸市町とは、「静岡県地域防災計画」の「津波対策の巻」、第2節第2項の「沿岸市町一覧表」に同じ。

(2) 市の体制

- 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」によるもののほか、次のとおり実施する。

《事前配備体制》

- 連絡を受けた事故が、多数の死傷者を伴い、市の消防力では対応が困難と思われる場合又は、事故の発生に伴い、沿岸部へ小規模な被害が発生又は発生するおそれがある場合は、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集・整理(危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所) ・ 医療機関への協力要請(健康医療課) ・ 消防ヘリによる航空偵察及び救出・搬送(消防局) ・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保(消防局) ・ 二次災害等の発生防止措置(土木部) ・ 静岡県への報告(危機管理課) ・ 広報に関する事項(広聴広報課)
------	---

《災害対策本部》

- 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。
- 市長(本部長)が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

処理事項	・ 防災対策の総合調整(災害対策本部事務局) ・ 情報の収集・伝達(災害対策本部事務局) ・ 消火活動(警備部) ・ 捜索活動(警備部) ・ 遺体の措置(遺族・遺体部) ・ 救出・救助・救急活動(警備部) ・ 負傷者の搬送(警備部) ・ 沿岸等における排出油等の状況調査(廃棄物処理部) ・ 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等(廃棄物処理部) ・ 情報収集、発信、広報(災害対策本部事務局) ・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立(災害対策本部事務局) ・ 避難誘導、緊急避難場所の開設(災害対策本部事務局) ・ 関係機関への支援要請(災害対策本部事務局)(※4) ・ 二次災害等発生防止措置(警備部)
------	--

※4 県を通じた要請が基本。

	・ 消防庁への報告(警備部) ・ 広報に関する事項(災害対策本部事務局)
--	---

《現地災害対策本部》

処理事項	・ 消火活動に関する調整(警備部) ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整(保健医療調整本部) ・ 負傷者搬送に係る調整(警備部) ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整(保健医療調整本部) ・ 被災者情報に関すること(区本部) ・ 広報に関すること(災害対策本部事務局)^(※5) ・ 遺体措置に関する調整(遺族・遺体部) ・ その他必要な活動
------	--

※5 緊急を要するもの。

(3) 防災関係機関の体制

《処理事項》

県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請 ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 海上保安庁への支援要請 ・ 消防庁、他都県等への支援要請 ・ 医療機関等への協力要請 ・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・ その他関係機関への応援要請 ・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 捜索活動 ・ 救助・救出活動 ・ 交通規制の実施
第三管区海上保安本部	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 海上における治安維持 ・ 海上における船舶交通の安全確保 ・ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 ・ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

海上輸送事業者等	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ・ 海上保安本部や市等に対する必要な支援の要請 ・ 事業者として消火・捜索・救出活動 ・ 二次災害の防止活動 ・ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海上保安本部、消防や警察への報告 ・ 被災乗員家族等への情報提供^(※6) ・ 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ・ 代行輸送者、牽引船等の手配 ・ 乗員の避難誘導 ・ 乗員に対する広報
各港湾・漁港管理者	・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 岸壁等港湾施設の使用制限 ・ 海上保安本部長等からの要請に基づく港湾利用に関する措置

※6 乗員に被害が出た場合。

【特記事項】

捜索・消火活動	・ 海上保安本部等及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。
救助・救急活動	・ 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。
現場活動等	・ 傷病者が多数発生した場合には、市は、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応に当たる。

第4節 災害応急対策計画（沿岸排出油等事故）

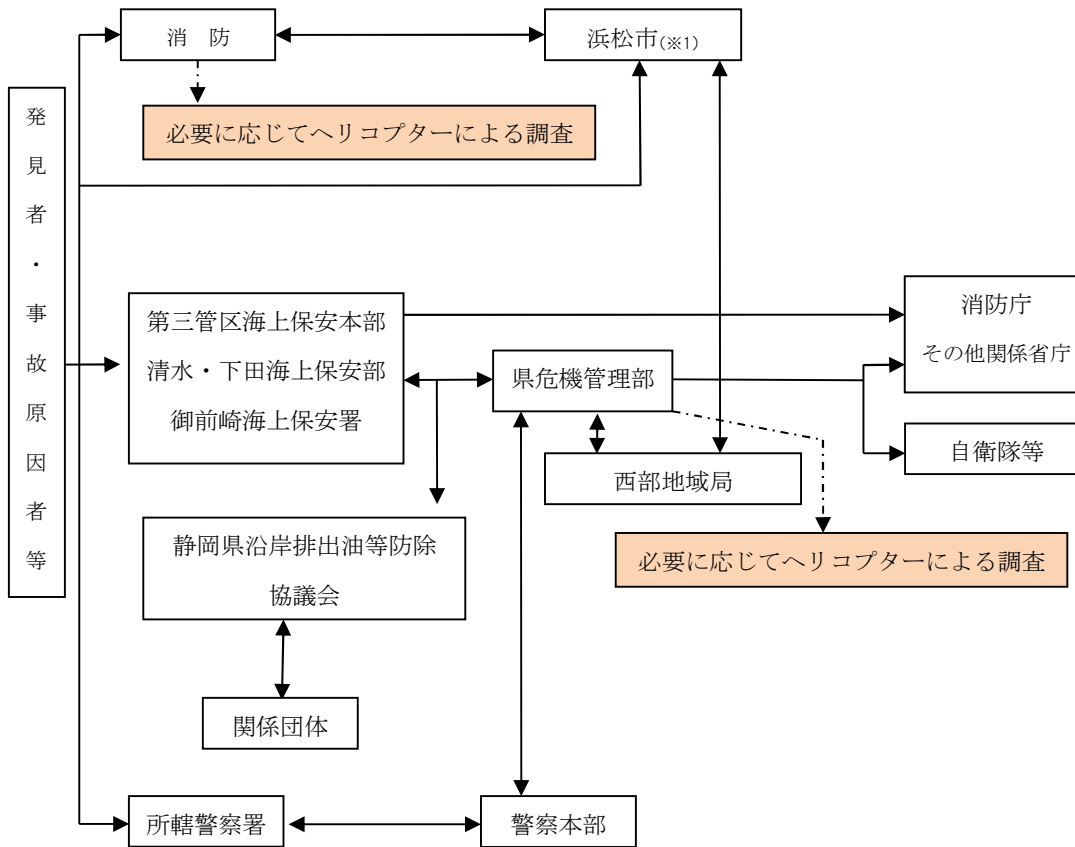
【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部、区本部】

- 海上災害が発生した場合は、市、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害拡大防止や軽減を図る。

1 情報の収集・伝達

- 海上災害の発生及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市の関係部局、県、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、市のホームページ等に掲載するなど広報活動を行う。

【情報連絡系統図】



※1 危機管理課、
広報広報課

2 応急体制

(1) 応急対策の流れ

事項	船長等の 防除義務者	国	県	市
大規模な重油等の 流出事故の発生	・防除措置の 実施 ・最寄りの海上 保安本部の 事務所、警 察署等への 通報	・海上保安本部か ら県等に情報連 絡 ・海上保安本部に よる防除義務者 に対する防除作 業の指導 ・防除資機材の調 達	・情報収集 ・突発的応急体制 の準備 ・防除関係者への 情報提供	防除関係者は 出動待機
発災海域における 防除措置		海上保安本部は、 緊急に防除措置 をとる必要がある 場合、指定海上 防災機関に指示、 及び自ら応急的な		海上保安本部 等からの要請 に基づく防除 措置の実施

		防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		
(沿岸に漂着する可能性がある)		巡視船艇、航空機等による監視	・突発的応急体制の確保 ・防除資機材の調達	防除資機材の調達
(沿岸に漂着する可能性大)			・災害対策本部及び方面本部の設置 ・陸岸のパトロール	・災害対策本部の設置 ・陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力
陸岸における回収作業		・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣調整 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他都県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、斡旋	・回収作業計画の策定 ・回収作業 ・ボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	〈産業廃棄物の場合〉 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		〈産業廃棄物の場合〉 収集、運搬、処分について、実施船舶所有者を指導	

(2) 市の体制

- 「大規模事故対策編 第4章 海上事故対策計画 第3節 災害応急対策計画（船舶事故）」に準じる。

(3) 防災関係機関の体制

県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請 ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 海上保安庁への支援要請 ・ 消防庁、他都県等への支援要請 ・ 医療機関等への協力要請 ・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・ その他関係機関への応援要請 ・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 情報の収集・伝達 ・ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 ・ 事故及び被害状況の関係機関への連絡 ・ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 ・ 住民の避難誘導及び立入禁止区域の設定 ・ 防災関係機関の防除活動への支援
清水(下田)海上保安部	・ 情報の収集・伝達 ・ 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報 ・ 巡視船艇等の現場への派遣 ・ 付近航行船舶等に対する措置 ・ 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等 ・ 防除協力者等に対する指導等 ・ 海防法の規定に基づく権限等の発動 ・ 事故情報及び防除作業に関する広報等 ・ 医療救護活動(負傷者があった場合) ・ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
静岡地方気象台	・ 情報の収集・伝達 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供

中部地方整備局	・ 情報の収集・伝達 ・ 直轄河川区域における状況調査及び自衛措置 ・ 原因者が直轄河川において実施する防除活動に対する指導等 ・ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等
静岡県沿岸排出油等防除協議会	・ 情報の収集・伝達 ・ 沿岸等における排出油等の情報収集 ・ 流出油の防除活動の調整 ・ 総合調整本部の設置・運営
船舶運航者	・ 情報の収集・伝達 ・ 各社の防災計画及び事故対応マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ・ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 ・ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 ・ 二次被害の防止活動 ・ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 ・ 被災乗員家族等への情報提供^(※2) ・ 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ・ 代行輸送者、牽引船等の手配 ・ 乗員の避難誘導
関係団体 各港湾・漁港管理者	《静岡県漁業協同組合連合会》 ・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ・ 漁業施設等に関する自衛指導 ・ 原因者との契約に基づく防除活動 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 《静岡県建設業協会》 ・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ・ 原因者との契約に基づく防除活動の実施 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 《石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部》 ・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供

※2 乗員に被害が出た場合。

	《契約防災措置実施者》 ・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 原因者との契約に基づく防除活動 ・ 指定海上防災機関との委託契約に基づく防除措置 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会長への情報提供
各港湾・漁業関係者	・ 関係先への事故情報の伝達 ・ 港湾、漁業区域内等における排出油等の状況調査 ・ 港湾・漁港区域内の自衛措置 ・ 原因者等が港湾・漁業区域内において実施する防除活動に対する指導等 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会長への情報提供 ・ 海上保安本部長等からの要請に基づく防除措置 ・ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

【特記事項】

《情報の収集・伝達》

情報の収集・伝達	・ 油等流出事故が発生し、被害の発生又はその恐れがある場合は、市は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安本部、静岡県及び関係機関に報告する。 ・ 事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、市は広報活動を行う(※3)。 ・ 漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。 ・ 漁協は、自発的にまたは市の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び市に伝達する。
流出油の防除措置	・ 市は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。また、必要に応じて回収油に保管場所を確保する。 ・ 県漁連は、事故原因者あるいは市等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示する。 ・ 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。 ・ 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協で調達する。 ・ 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げをし、事故原因者が一時保管場所に運搬する。 ・ 各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂

※3 ホームページ等への掲載。

	着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。 ・ 県及び県漁連は、必要に応じて県沖合で操業する大型の県外漁船に対して、漂着油防除活動に協力を要請する。
警戒区域の設定、 現場警戒及び避難	・ 市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。
救助・救急活動	・ 市は、現場において救助・救急活動を行い、救助した負傷者を医療機関に搬送する。 ・ 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、市は海岸等現場において必要な活動を実施する。
漁業対策	《 漁業関係施設等の防除の基本方針 》 ・ 磯根漁場 可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。 ・ 定置網、養殖施設等 流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水域への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。 ・ 漁港施設 漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つよう努める。

※ 災害復旧計画については、「大規模事故対策編 第2章 道路事故対策計画 第4節 災害復旧計画」に準じる。

第5章

航空事故対策計画

- 航空自衛隊浜松基地及びその周辺（以下「浜松基地等」という。）並びにその他の市域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 総則

【災害対策本部事務局】

1 過去の顕著な事故（※1）

※1 県内近郊

発生年月日	事故名	事故状況
1958年 8月12日	全日本空輸DC-3 伊豆半島下田沖 (全日空伊豆沖墜落事故)	- 羽田発名古屋行き全日本空輸25便DC-3 (JA5045)が、伊豆半島下田沖に墜落 - 乗員3名、乗客30名、計33名全員が死亡
1966年 3月5日	BOAC(英国航空の前身) ボーイング707 富士山上空 (BOAC機空中分解事故)	- ロンドン発サンフランシスコ・ホノルル・東京・香港経由ロンドン行きBOAC社911便ボーイング707-436 (G-APFE)が、羽田空港離陸約15分後、富士山上空高度15,000フィートを飛行中に空中分解し、同山麓太郎坊付近の森林に墜落 - 乗員11名、乗客113名、計124名全員が死亡
1982年 11月14日	航空自衛隊浜松基地 航空祭 (T-2ブルーインパルス墜落事故)	- 航空自衛隊松島基地所属のアクロバット飛行チーム「ブルーインパルス」のT2高等練習機1機が、航空ショーの曲技飛行中、市街地に墜落 - 市民14人が重軽傷を負い、民家1軒が全焼、パイロット1名が死亡
2001年 1月31日	日本航空(日本航空インターナショナルの前身) ボーイング747 と同社 DC-10 静岡県上空	- 羽田発那覇行き日本航空907便ボーイング747-400D (JA8904)と韓国・釜山発成田行き日本航空958便DC-10-40 (JA8546)が、焼津市上空37,000フィートを飛行中、ニアミスを起こし、907便は衝突回避のため急降下 907便の乗員16名、乗客411名、計427名のうち、重傷5名、軽傷37名(国土交通省調査:重軽傷者100名) 958便の乗員13名、乗客237名、計250名は全員無事

2 予想される事故

- 航空機事故とは航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

墜落	・ 墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 ・ 胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ・ 「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 ・ 「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	・ 降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適當だったため機体が破損するケースがある。 ・ 無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
オーバーラン	・ 離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 ・ 地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火災	・ 飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 ・ 火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝突	・ 空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 ・ 大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

- 航空機^(※2)では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となる危険性がある。

※2 特に旅客機。

第2節 災害予防計画

【災害対策本部事務局】

1 防災体制の整備

- 浜松市、静岡県、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

市(※1)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 消火・捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備 ・ 防災訓練の参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県	・ 富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認 ・ 情報連絡体制の整備 ・ 防災訓練への参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
県警察	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
航空自衛隊	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 静岡航空気象観測所	・ 情報連絡体制の整備 ・ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ・ 気象予警報の発表(※2) ・ 防災訓練の参加(※2) ・ 関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁	・ 情報連絡体制の整備 ・ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ・ 防災訓練の参加 ・ 関係機関との相互連携体制の整備

※1 消防組織を含む。

※2 東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く。

第3節 災害応急対策計画

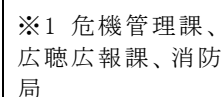
【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、保健医療調整本部、区本部】

- 本地域において、航空機事故が発生した場合、市及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立するとともに次の対策を行い、被害の軽減を図る。

1 情報の収集・伝達

- 市及び防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により、他の関係機関に連絡通報する。

《連絡系統図》



2 市の体制

- 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。

《事前配備体制》

- 連絡を受けた事故が、多数の死傷者を伴い、市の消防力では対応が困難と思われる場合などは、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集・整理（危機管理課、各区分振興課、各行政センター、各支所） ・ 医療機関への協力要請（健康医療課） ・ 消防ヘリによる救出・搬送等（消防局） ・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保（消防局） ・ 二次災害等の発生防止措置（土木部） ・ 静岡県への報告（危機管理課） ・ 広報に関する事項（広報広報課）
------	--

《災害対策本部》

- 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合は、市は災害対策本部を設置する。
- 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

処理事項	・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局） ・ 情報の収集・伝達（災害対策本部事務局） ・ 消火活動（警備部） ・ 捜索活動（警備部） ・ 遺体の措置（遺族・遺体部） ・ 救出・救助・救急活動（警備部） ・ 負傷者の搬送（警備部） ・ 搭乗員名簿の入手及び確認（災害対策本部事務局） ・ 情報収集、発信、広報（災害対策本部事務局） ・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立（災害対策本部事務局） ・ 避難誘導、緊急避難場所の開設（災害対策本部事務局） ・ 関係機関への支援要請（災害対策本部事務局）（※2） ・ 二次災害等発生防止措置（警備部） ・ 消防庁への報告（警備部） ・ 広報に関する事項（災害対策本部事務局）
------	--

※2 県を通じた要請が基本。

《現地災害対策本部》

処理事項	・ 消火活動に関する調整（警備部） ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整（保健医療調整本部） ・ 負傷者搬送に係る調整（警備部） ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整（保健医療調整本部） ・ 被災者情報に関すること（区本部） ・ 広報に関すること（災害対策本部事務局）（※3） ・ 遺体措置に関する調整（遺族・遺体部） ・ その他必要な活動
------	--

※3 緊急を要するもの。

3 防災関係機関の体制

《処理事項》

県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請
---	---

	・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 海上保安庁への支援要請 ・ 消防庁、他都県等への支援要請 ・ 医療機関等への協力要請 ・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・ その他関係機関への応援要請 ・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 搜索活動 ・ 救助・救出活動 ・ 避難誘導 ・ 行方不明者の搜索 ・ 検視及び死傷者の身元確認 ・ 警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港事務所	・ 情報の収集・伝達 ・ 必要な飛行情報の提供 ・ 搜索救難調整
航空事業者 ^(※4)	・ 情報の収集・伝達 ・ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ・ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 ・ 市町や県に対する必要な支援の要請 ・ 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 ・ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 ・ 被災者の家族等への情報提供 ・ 被災者及び被災者家族に対する必要な手配 ・ 代行輸送等の手配 ・ 避難誘導 ・ 搭乗者等に対する広報
静岡地方気象台 東京航空地方気象台	・ 必要な気象情報の提供
自衛隊	・ 情報の収集・伝達 ・ 搜索活動 ・ 救助・救出活動

※4 事故機体所有事業者

	・ 医療従事者、負傷者等の搬送 ・ 現場医療活動の支援
海上保安庁 ^(※5)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 搜索活動 ・ 救助・救出活動 ・ 医療従事者、負傷者等の搬送 ・ 現場医療活動の支援

※5 所管区域内で航空機事故が発生した場合。

【特記事項】

搜索救難活動	・ 搜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。 ・ 市、県及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。 ・ 静岡県は、救難調整本部等から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、搜索救難活動に関し次の措置を講じる。 ・ 防災ヘリコプターの出動 ・ 周辺市町・消防機関等への応援要請等 ・ 警察は、円滑な搜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。 ・ 警察は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。 ・ 市（消防機関）は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。 ・ 事故機体所有航空事業者は、搜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。 ・ 自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき搜索救難活動を実施する。
消火・救助活動	・ 県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。 ・ 防災ヘリコプターの出動 ・ 自衛隊、消防庁等への支援要請等 ・ 警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めると

	きは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。 ・ 警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。 ・ 市(消防機関)は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。 ・ 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。 ・ 自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。
医療救護活動	・ 県は、浜松市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。 ・ 防災ヘリコプターの出動 ・ 消防庁等への支援要請等 ・ 災害拠点病院、DMAT、DPAT 等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請 ・ 救護所の設置、医薬品の手配等 ・ 警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。 ・ 市(消防機関)は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
避難	・ 航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、市は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。また、開設した避難所にも同様の影響が及ぶおそれがある場合は、学習等供用施設^(※6)などの周辺施設を避難所として開設する。なお、避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。
入国管理、検疫、動植物検疫、税関	・ 被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対応を行う。
広報	・ 市及び県は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。 ・ 航空機事故が発生した場合、航空機事故等空港現地対応本部は、航空機事故の状況、運航状況等を、空港利用者に

【創造都市・文化振興課】
 ※6 防衛省 一般助成事業対象施設

	対し適切な方法で広報するとともに、住民に対し報道機関を通じて広報する。 ・ 事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。
--	--

※ 災害復旧計画については、「大規模事故対策編 第2章 道路事故対策計画 第4節 災害復旧計画」に準じる。

第6章

大規模火災対策計画

- 多数の死者が発生するおそれのある大規模な火災及び損傷が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 総則

【災害対策本部事務局、消防局】

1 市及び関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
市	消防体制の整備	・ 消防組織の確立 ・ 消防施設の整備 ・ 消防職員・消防団員の教育 ・ 消防団の活性化 ・ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	・ 建物の不燃化の指導 ・ 消防用設備等の整備 ・ 防火管理体制の整備 ・ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	・ 林道(防火道)等の整備 ・ 予防設備の整備 ・ 消防資機材の配備
	災害応急対策	・ 消防活動 ・ 広域活動協力体制
県	消防体制の整備	・ 消防職員・消防団員の教育 ・ 消防団の活性化 ・ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	・ 建物の不燃化の指導 ・ 消防用設備等の整備 ・ 防火管理体制の整備 ・ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	・ 林道(防火道)等の整備 ・ 予防設備の整備 ・ 消防資機材の配備
	災害応急対策	・ 県防災ヘリコプターによる支援 ・ 自衛隊等への支援要請 ・ 消防庁への応援要請
静岡地方気象台	火災気象通報の発表 ^(※1)	

※1 消防法第22条による。

2 予想される災害

- 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生し易い条件をつくりだす。
 - ・ 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置^(※2)
 - ・ 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置^(※3)
- 林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。
- 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

※2 北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風。
※3 連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下。

3 浜松市の気象

- 浜松市の気候は温和で、平野部の年平均気温は 16～17℃となっている。しかし、浜松市天竜区内の山間部の地方では 1～2℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増す。浜松市各地の気温は県内の最高気温となることがしばしば起きている。
- 冬期の季節風による強風は、10m/s 以上になる日数がひと月で 3～4 日となっている。一方、春から秋にかけては一般に風速は弱いですが、台風の襲来時には 20m/s 以上の暴風となることがある。

第2節 災害予防計画

【消防局】

- 火災の発生を未然に防止するとともに、拡大を防止し、被害の軽減を図るため予防対策を積極的に推進する。

1 消防体制の整備

- 市は、地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊を編成し、効率的・効果的な運用を図る。
- 市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図る。
- 市は、消防職員及び消防団員を消防学校、消防大学校等に派遣するほか、教育訓練の充実を図る。
- 市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、消防団への参加の促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努め、消防団の活性化を図る。
- 市は、消防組織の確立、消防施設の拡充及び消防相互応援体制を充実させるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。

2 火災予防対策

- 火災から人命や財産を守るため、建物等の定期・特別査察等を実施し、不備欠陥事項等の是正及び火災予防の観点から適切な指導を行う。
- 火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の設置及び維持を促進する。

- 防火管理講習等を実施し、百貨店、旅館、ホテル、病院等の多数の者が出入りする施設の防火管理者等の養成と自主管理を促進するとともに、大型店舗、病院、社会福祉施設の防火協力団体を通じて防火管理の徹底を図る。
- 各事業所等に対し火災予防の徹底を図るとともに、防火体制の整備充実、防火に対する意識の高揚を図る。
- 市は、人命の危険性、延焼拡大のおそれ、防御の困難性の観点から、特殊建築物を対象に出火及び拡大危険の有無、消防隊、水利配置の事前計画等の警防計画を樹立し、被害の軽減を図る。
- 市は、類似火災の予防などを図るため、火災の状況を調査^(※1)する。
- 市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品、SNS等による広報活動や県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

※1 原因(出火、延焼拡大等を含む。)及び損害(焼き、消火損害等を含む。)

3 林野火災対策の推進

- 森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力し、林道(防火道)の整備、啓発事業の実施など、総合的、広域的な推進を図る。

4 消防資機材等の点検整備計画

- 市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、この災害による被害を軽減するため、消防に必要な機械器具^(※2)を確保し、その整備に当たっては、消防力の整備指針を目標とする。また、消防資機材等の点検整備を行う。

※2 消防車両の配置状況/資料編 10-1、消防特殊器具/資料編 10-2、消防水利/資料編 10-3

5 火災気象通報の取扱い

- 「消防法」第 22 条-II の規定により、静岡県知事から市長に伝達される火災気象通報は、次により取り扱う。

火災気象通報の基準	○ 乾燥注意報、強風注意報の基準^(※3)に該当または今後該当する場合、浜松北、浜松南を明示して通報する。 ・ 毎朝(5 時頃)、24 時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 ・ 注意すべき事項は次の 3 つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 ・ 定時(毎朝 5 時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
-----------	---

※3 降雨や降雪時は通報されない場合がある。

火災警報の発表	○ 市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに静岡県知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講じる。
---------	---

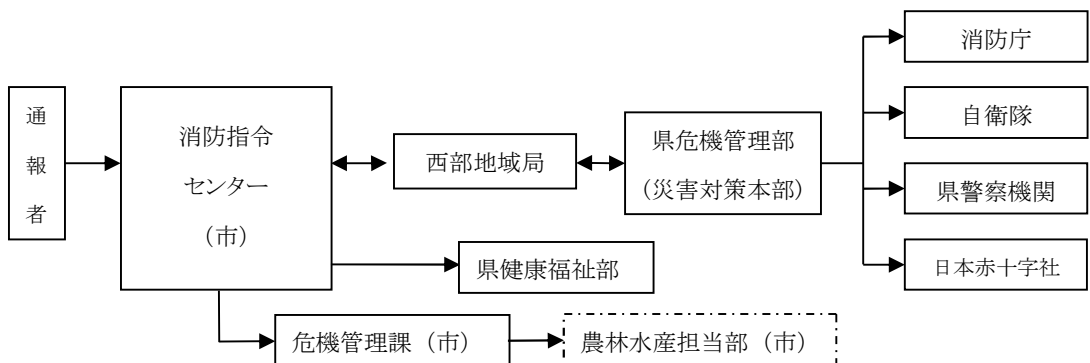
第3節 災害応急対策計画

○ 大規模火災が発生した場合の災害応急対策について定める。

1 情報の収集・伝達

- 大火災による災害発生の通報を受けた場合は、関係機関に内容を連絡する。また、災害報告取扱要領^(※1)に基づき、消防庁へ報告を行う。
- 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、その他関係機関と共有するとともに、市は広報活動を行う。
- 市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

【情報連絡系統図】



※ 状況により、通報先が警察機関となる場合が考えられるが、系統は基本的に同様。

2 応急体制

(1) 市の体制

- 「共通対応編 第3章 第3節組織・動員計画」及び「同編 同章 第11節 消防計画によるもののほか、以下のとおり実施する。

《事前配備体制》

- 事故の連絡を受けた市は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

処理事項	・ 初期情報の収集及び整理(危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所) ・ 消火活動に関する応援体制の確立(消防局)
------	---

【災害対策本部事務局、警備(消火・救出)部、保健医療調整本部】

※1 昭和45年4月10日付消防防第264号

	・ 救助に関する応援体制の確立(消防局) ・ 医療に関する連絡調整(保健医療調整本部) ・ 災害対策本部設置の検討(危機管理課) ・ その他必要な活動の検討 ・ 消防庁への報告(消防局) ・ 広報に関する事項(広聴広報課)
--	--

《災害対策本部》

- 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。
- 市長(本部長)が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

処理事項	・ 死傷者の搜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整(警備部) ・ 医療に関する連絡調整(保健医療調整本部) ・ 遺体の措置(遺族・遺体部) ・ 消火活動(警備部) ・ 被災者の救出、救護(警備部) ・ 負傷者の医療機関への搬出(警備部) ・ 防災対策の総合調整(災害対策本部事務局) ・ 情報収集、発信、広報(災害対策本部事務局) ・ 避難誘導、緊急避難場所の開設(災害対策本部事務局) ・ 関係機関への支援要請(災害対策本部事務局)(※2) ・ 二次災害等発生防止措置(警備部) ・ 消防庁への報告(警備部) ・ 広報に関する事項(災害対策本部事務局)
------	--

※2 県を通じた要請が基本。

《現地災害対策本部》

処理事項	・ 消火活動に関する調整(警備部) ・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整(保健医療調整本部) ・ 負傷者搬送に係る調整(警備部) ・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整(保健医療調整本部) ・ 被災者情報に関すること(区本部) ・ 広報に関すること(災害対策本部事務局)(※3) ・ 遺体措置に関する調整(遺族・遺体部) ・ その他必要な活動
------	---

※3 緊急を要する事項。

(2) 防災関係機関の体制

《処理事項》

県	・ 防災対策の総合調整 ・ 情報収集、発信、広報 ・ 関係機関への支援要請 ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 海上保安庁への支援要請 ・ 消防庁、他都県等への支援要請 ・ 医療機関等への協力要請 ・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・ その他関係機関への応援要請 ・ 二次災害等発生防止措置 ・ 消防庁への報告 ・ 広報に関する事項
県警察	・ 災害関係情報の収集及び伝達 ・ 被害実態の早期把握 ・ 負傷者等の救出救助 ・ 緊急交通路の確保等交通上の措置 ・ 避難誘導及び二次災害の防止措置 ・ 検視及び行方不明者の搜索 ・ 安全確保と不安解消のための広報 ・ 関係機関の行う災害復旧への協力 ・ その他必要な警察業務

第4節 災害復旧計画

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部】

- 災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧活動が終了後、被害の程度を十分検討して、計画を策定する。

《各機関が実施する対策》

市	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速且つ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
県	市、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速且つ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	市及び県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

第7章

危険物事故対策計画

- ガス、危険物、火薬類、放射性物質による事故の発生と発災による被害拡大を防止するため、予防対策をはじめ、事故発生時の応急対応、復旧対策等について定める。

第1節 総則

【災害対策本部事務局、消防局】

1 想定する災害と関係法令

- 本章において想定する災害の種別は、都市ガス、危険物、火薬類、高圧ガス、放射性物質の各施設災害及びこれらを輸送中の災害である。
- 都市ガス、危険物等の取扱い及び取締りに関する法令は次のとおりであり、災害が発生した場合は、関係法令に基づき対策を講じる。

種 別	法 令	許 可 等
都市ガス	ガス事業法	経済産業大臣
危険物	消防法 危険物の規制に関する政令	市町村長
高圧ガス	高圧ガス保安法	市町村長（一部除く）
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	市町村長（一部除く）
火薬類	火薬類取締法	市町村長（一部除く）
放射性物質	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等 ^{（※1）}	文部科学大臣

※1 その他の関係法令/医師法、薬事法、臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律等

2 施設の概要

種 別	形 態
都市ガス	事業所 ^{（※2）}
危険物	製造所等 ^{（※3）}
高圧ガス	製造事業所 ^{（※4）（※5）}
火薬類	製造事業所 ^{（※6）}
放射性物質	事業所 ^{（※7）}

※2 ガス施設/資料編 18-7

※3 大量石油類貯蔵所/解説・運用編 4-4

※4 液化石油ガス製造事業所/解説・運用編 4-3

※5 一般高圧ガス第一種製造事業所/解説・運用編 4-2

※6 火薬庫等/解説・運用編 4-1

※7 放射性物質貯蔵所/解説・運用編 4-5

※8 消防組織を含む。

3 関係機関の業務の大綱

- 防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

市 ^{（※8）}	・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る許認可 ・ 災害時の消火、人命救助活動 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故等の原因究明、再発防止指導 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事業者等への保安指導
-------------------	---

市	・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡調整
県	・ 火薬類又は高圧ガスに係る事故の原因究明、再発防止指導 ・ 大規模事故発生時の危機管理対応 ・ 危険物、火薬類又は高圧ガスに係る事故発生時の国や関係機関との連絡調整
県警察(※9)	・ 火薬類事業者の保安指導 ・ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ・ 事故発生時の捜査
事業者	・ 自主保安体制の構築 ・ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ・ 防災資機材の整備 ・ 防災訓練等の実施 ・ 災害時の関係機関への通報 ・ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

※9 浜松市警察部、浜松中央警察署のほか、市域を管轄する警察署。

第2節 災害予防計画

【災害対策本部事務局、消防局】

1 都市ガス

- 国は、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を促進する。
- 関係機関と連携し、保安講習会の開催や指導、防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。
- ガス事業者は、地震などの自然災害や事故等に際し、ガス施設を防護し、ガス供給を確保するため、次の保安体制を構築し、事故防止や被害の低減を図る。
 - ・ 保安規程、非常災害対策規程等の策定
 - ・ 従業員への教育、施設の定期検査の実施
 - ・ 事故や災害に対する訓練の実施
 - ・ 防災資機材の整備
 - ・ 地震やガス漏れ発生時にガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置促進

2 高圧ガス

- 市は、高圧ガスの製造、貯蔵、取扱、販売、消費等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。
- 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。
- 事業者の自主保安体制の構築を促進するとともに、関係機関と連携し、講習会の開催や啓発指導等を行う。
- 事業者や関係団体は、関係機関と連携の上、事故や地震等の災害を想定した防災訓練を実施し、防災能力の向上を図る。

3 危険物

- 市は、危険物の製造、貯蔵、取扱等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。
- 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。
- 事業者、危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理知識の向上を図る。
- 危険物を扱う事業者は、以下の実施に努める。
 - ・ 消防設備を点検し、機能を確保するとともに、自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。
 - ・ 防災資機材を確保するとともに、貯蔵危険物の保安体制を強化する。

4 火薬類

- 市は、火薬類の製造、販売、消費等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。
- 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。
- 関係団体は、事業者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理知識の向上を図る。

5 放射性物質

- 市及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- 市は、県、国及び事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備に努める。
- 施設関係者等は、関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に徹するとともに、関係者に対する防災教育及び訓練を積極的に実施し、防災体制の整備に万全を期するものとする。
- 施設関係者は、災害時の施設における迅速且つ適切な対応措置が図られるよう、法令に定める機関への通報、連絡体制、事故発生時の応急措置、放射線防護資器材の確保などの整備に努める。

第3節 災害応急対策計画

- 大規模な危険物事故が発生した際の情報伝達、消火・救助活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。
- この計画は、「第6章 大規模火災対策 第3節 応急対策計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。
- 前節に掲げるもののほか、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因する事故については、この計画に準じた対応を図る。

【災害対策本部事務局、警備（消火・救出）部、保健医療調整本部】

1 市の体制

(1) 火薬類

- 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとり、製造業者、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して、火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。
- 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに火災警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止又は退去を命じる。
- 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防車両及び消防用資機材を活用して、消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大防止を行う。
- 負傷者の救出、救護その他必要な措置を講じる。

(2) ガス類

- 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに製造施設、販売施設、高圧ガス貯蔵所の保安上必要な措置を指示する。
- 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに火災警戒区域を設定し、区域内の火気使用禁止又は防災関係者及び施設関係者以外に対する立入りの制限及び禁止若しくは退去を命じる。
- 引火、爆発又はそのおそれのあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大防止を行う。
- 被害者の救出、救護等必要な措置を講じる。

(3) 石油類

- 施設内における一切の火気の使用の一時停止又は制限を命じ、場合によっては使用を禁じる。
- 状況により立入検査を行い、保安に必要な強化措置を行わせるものとする。
- 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあるときは施設関係者に応急の措置を講じるように命じ、関係機関と連絡をとるとともに火災警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示、勧告する。
- 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防車両及び消防用資機材を活用して、災害の拡大防止を行う。

(4) 放射性物質

放射能検出	・ 施設の関係者又は静岡大学工学部の協力を得て放射線の検出を行う。(※1)
放射線危険区域設定	・ 検出器具で放射線が毎時 1 ミリシーベルト以上検出された区域及び関係施設からの流水、煙等で汚染され、又は汚染されたと思われる区域並びに関係者が勧告する区域を放射線危険区域とするものとする。 ・ 放射線危険区域はロープ及び標識により明確に表示する。 ・ 放射線危険区域は、防御行動に必要な最小限度の人員以外は立ち入らせない。

※1 必要に応じて県にモニタリングを依頼する。

避難措置	・ 放射性物質を含んだ粉塵、流水が危険区域を超えて飛散流出するとき、又はそのおそれがある場合は施設の関係者と緊密な連携の下に広報するとともに、避難のための立退き等の措置をとる。
------	--

2 事業者の体制

(1) 都市ガス取扱い事業者

体制づくり	<非常災害待機体制> 大雨、洪水、暴風等の各種警報が発令され、大火災が発生するなど、ガス施設等又は多数の一般消費者(※2)に大きな被害が予想される場合 <第1次非常体制> 災害が軽微若しくは局部的に発生した場合又はそのおそれのある場合 <第2次非常体制> 第1次非常体制では対処できない場合若しくは災害区域が中程度の規模の限定された地域におよぼした場合又はそのおそれのある場合 <第3次非常体制> 第2次非常体制では対処できない災害、重大事故若しくは広域にわたる災害が発生した場合又はまたはそのおそれのある場合
応急処置	・ 通報又は現場に出動した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、ガスの遮断等サーラエナジー(株)の規程及び要領に基づき適切な応急措置等の対策を実施する。 ・ 応急措置の場合に、消防機関又は警察機関の協力が必要な場合は、直ちに連絡し、協力を要請する。

※2 ガス施設等以外の消費者をいう。

(2) 高圧ガス、危険物等取扱い事業者

高圧ガス	<製造者の処置> ・ 製造施設又は消費施設が危険な状態になった時は、直ちに製造又は作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外のほかは退避させる。 ・ 販売施設、貯蔵所等においては充てん容器を安全な場所に移す。 ・ 必要な場合は、従業員又は付近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関に通知する。
------	---

	・ 充てん容器が外傷又は火災により高熱を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中に沈める若しくは地中に埋める。
火薬類	＜火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の処置＞ ・ 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、見張人をつける。 ・ 通路が危険である又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。 ・ 火薬庫の出入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火的な措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。 ・ 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
石油類	＜事業者の処置＞ ・ 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。 ・ 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし、断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 ・ 配管のき裂等による危険物の漏えい箇所の探知を実施し、その確認と措置を講じる。 ・ 出火防止上危険と認められる作業は中止する。 ・ その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。 ・ 危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏油、流出は積土のう、その他必要な処置を実施して流出区域の拡大を阻止する。

(3) 放射性物質施設関係者

放射線障害発生の防止	・ 放射性同位元素により汚染のおそれがある場合は、防護具の着用、用具の使用、避難などにより危険を避ける。 ・ 負傷者又は放射線障害を受けた者、又は受けるおそれがある者の救出を行い、応急処置をする。
火災時汚染区域及び火災時危険区域の設定	＜火災時汚染区域＞ 放射線及び空中放射性同位元素濃度が汚染拡大防止に必要な数量、濃度を超え、又は超えるおそれがあると認められる区域 ＜火災時危険区域＞ 上記の区域内で障害防止に必要な数量、濃度を超え、防

	護衣、自給式呼吸器などを必要とする区域又は必要と認められる区域 ＜放射性同位元素の搬出＞ 放射性同位元素を移した場所には人が近付かないように、ロープ及び標識などを設け、見張人をおく。
--	--

第4節 災害復旧計画

【警備（消火・救出）部】

- 災害発生後、被害状況の調査を速やかに行い、復旧方法、要員の確保、資器材の調達、作業のスケジュール立案等の必要な対策を作成し、これに基づいて迅速な復旧作業を行う。

＜原因究明と是正措置＞

発災事業者の対応	・ 事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 ・ 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 ・ 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	・ 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や再発防止のための是正措置の指導を行う。 ・ 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	・ 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類等の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に留めるよう配慮する。 ・ ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 ・ 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携を図り、該当区域の事業者や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意喚起を行う。 ・ 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 ・ 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供及び広報を行う。
情報公開、広報	・ 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。

第8章

不発弾等の発掘及び処理対策計画

- 原則として、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾又は不発弾疑いの物件（以下「不発弾等」という。）の埋没が予測されるもの（以下「埋没不発弾等」という。）で、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘又は発見された不発弾等（以下「発見不発弾等」という。）に関する処理対策を定める（※1）（※2）。

※1 不発弾等の発掘手順及び不発弾等の処理手順は、図1-1、図1-2を参照
※2 具体的な処理対策は、不発弾等処理運営マニュアルによる。

第1節 「埋没不発弾等」の発掘

1 埋没不発弾等の確認

《相談の窓口及び連絡》

- 市民等から不発弾等の埋没情報などに関する相談を受けた市は、所轄警察署へ相談するよう伝えるとともに、所轄警察署と連絡調整を行う。

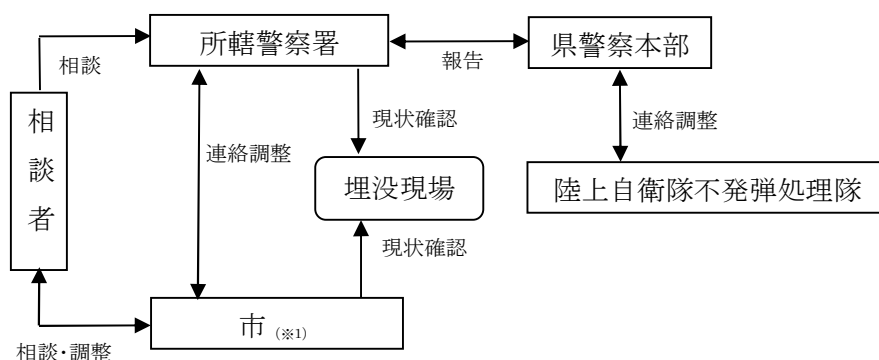
《埋没不発弾等の情報収集等》

- 市は、市民等から具体的な相談を受けた場合、次の内容について情報収集又は記録に基づく史実等の調査を行う。

主な収集情報・史実等の調査

- ・ 空襲（艦砲射撃を含む。）の年月日
- ・ 推定埋没位置
- ・ 空襲時（艦砲射撃を含む。）の目撃状況
- ・ 推定埋没位置の現在の状況
- ・ 他の目撃者の状況
- ・ 土地所有者の確認
- ・ 情報提供場所周辺の住民聞き取り調査
- ・ 地史資料等の活用による事実関係調査
- ・ 過去の不発弾等の発見情報調査
- ・ 旧軍の陣地・施設の情報調査
- ・ その他必要な情報・調査

《埋没不発弾等の相談時対応フロー図》



①事実確認、信憑性の確認

②届出者の意思確認

- ・ 自費による探査、工事実施の意思確認
- ・ 自費による工事実施時に補助(自衛隊や所轄警察署の立会い等)を求める意思確認等

※1 危機管理課、
広聴広報課、市民
生活課

2 埋没不発弾等の発掘事前準備

- 事実確認等により不発弾等が埋没していると判断し、市による発掘の実施が決定された場合、以下により発掘に伴う事前準備を行う。

《発掘日程等の作成》

- 市による発掘の実施が決定された後の具体的な発掘日程については、概ね図2に掲げるところによる。

《不発弾等処理交付金の申請》

- 市は、「不発弾等処理交付金交付要綱」(内閣総理大臣決定)に基づき、静岡県を通じて総務省に交付申請を行う。

《庁内不発弾処理対策会議の開催》

- 市は、不発弾等の探査、発掘等について、市関係課による庁内不発弾処理対策会議(以下「庁内会議」という。)を開催する。

《不発弾処理調整会議の開催》

- 市は、庁内会議の結果等を踏まえ、概ね次の内容を協議するため、市関係課及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。

調整事項	・ 発掘方針等の調整 ・ 役割分担の調整 ・ 発掘当日の行動等についての調整 ・ その他必要な事項
------	--

《発掘計画の作成》

- 不発弾処理調整会議の結果等を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、市関係課及び関係機関は、発掘計画について概ね次の項目を作成する。

発掘計画の項目	・ 工事計画 ・ 発掘に伴う構造物の移転計画 ・ 広報計画 ・ 避難計画 ・ 交通機関の運行計画 ・ 交通規制計画 ・ ライフライン復旧計画 ・ 警備・救護計画 ・ 発掘日までの保安計画 ・ その他必要な計画
---------	---

《地元説明》

○市は、発掘計画に基づく地元説明を行う。

3 埋没不発弾等の発掘

- 市は、発掘計画に基づき、不発弾等の発掘を行う。
- 発掘にあたり、市民等の避難、交通規制等の判断は、自衛隊等専門家からの助言を求めるとともに市と自衛隊^(※2)とで調整を行い、必要に応じ立会いを要請する。

※2 陸上自衛隊東部方面後方支援隊第102不発弾処理隊

4 埋没不発弾等の処理

- 発掘後の不発弾等の処理については、以下に定める「本章 第2節 「発見不発弾等」の処理対策」に準じる。

第2節 「発見不発弾等」の処理対策

1 相談の連絡

- 発見者等から相談を受けた市は、所轄警察署へ相談するよう伝えるとともに、所轄警察署と連絡調整を行う。

2 処理対応

- 不発弾等の処理は、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、処理の方法及び市民の安全対策等については、市が調整している。
- 発見不発弾等の処理については、所轄警察署立会いのもと、自衛隊が行う。

《不発弾等の処理要請》

- 所轄警察署を通じ静岡県警察本部から自衛隊に不発弾等の処理要請を依頼する。

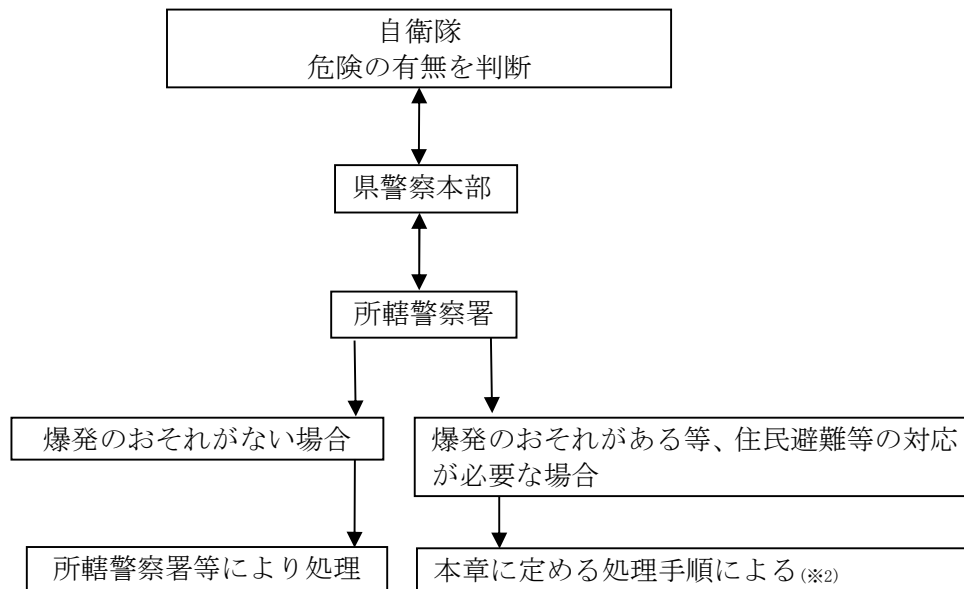
《不発弾処理対策本部の設置等》

- 爆発のおそれがあり安全対策等を必要とする場合、不発弾の処理に伴い市民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、市長を本部長とする不発弾処理対策本部^(※1)を必要に応じて設置する。
- 市は、爆発のおそれがあり安全対策等を必要とする場合、市民等の安全確保に努めるため、庁内会議を開催する。

※1 不発弾処理対策本部の構成概要は、図3による。

- 市は、庁内会議の結果等を踏まえ、市関係課、自衛隊、県警察及び交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。
- 市は、不発弾処理調整会議の結果等を踏まえ、不発弾の処理について重要事項等を決するため、不発弾処理対策本部会議を開催する。

《不発弾等の処理》



※2 図 1-2 を参照

《自衛隊との協定締結等》

- 不発弾処理調整会議等を踏まえ、不発弾の処理に当たって、市と自衛隊との間で役割分担を明確にする等のため締結する主な協定の内容は次のとおり。

協定の内容	・ 自衛隊が実施する作業の範囲(※3) ・ 市が行う安全管理の対応(※4) ・ 不発弾の処理日等 ・ その他処理に際して必要な事項
-------	--

※3 不発弾等の信
管除去、運搬等。
※4 処理作業に伴
い実施する市民等
の退去等。

【参考】昭和 33 年 7 月 4 日付け 4 省庁事務次官通達の概要(※5)

- 不発弾の処理は、自衛隊が実施する。
- 都道府県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。
- 不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。

※5 防衛・警察・自
治・通産

3 現地対策本部

- 市は、処理当日に不発弾の処理のための現地対策本部を設置し、自衛隊による不発弾の処理が完了し、安全が確認されたときに廃止する。

4 警戒区域の設定

- 市は、不発弾の処理に伴い、市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、災害対策基本法^(※6)に基づく「警戒区域」を設定し、すべての市民等の退去を命ずることができる。

※6 第63条

5 避難等の実施

- 市は、事前に作成した避難計画に基づき、次により市民等を避難させる。

実施事項	・ 避難を誘導等する者の配置 ・ 市民等に対する避難広報の実施 ・ 緊急避難場所の開設と運営
------	--

6 情報の受伝達

- 市は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関へこれらの情報を伝達する。

受伝達事項	・ 不発弾の処理作業の進行状況 ・ 緊急避難場所における避難者の状況 ・ 交通機関停止、道路交通規制等の状況 ・ 駅等における乗客等の滞留状況 ・ その他必要な情報
-------	--

7 報道対応等

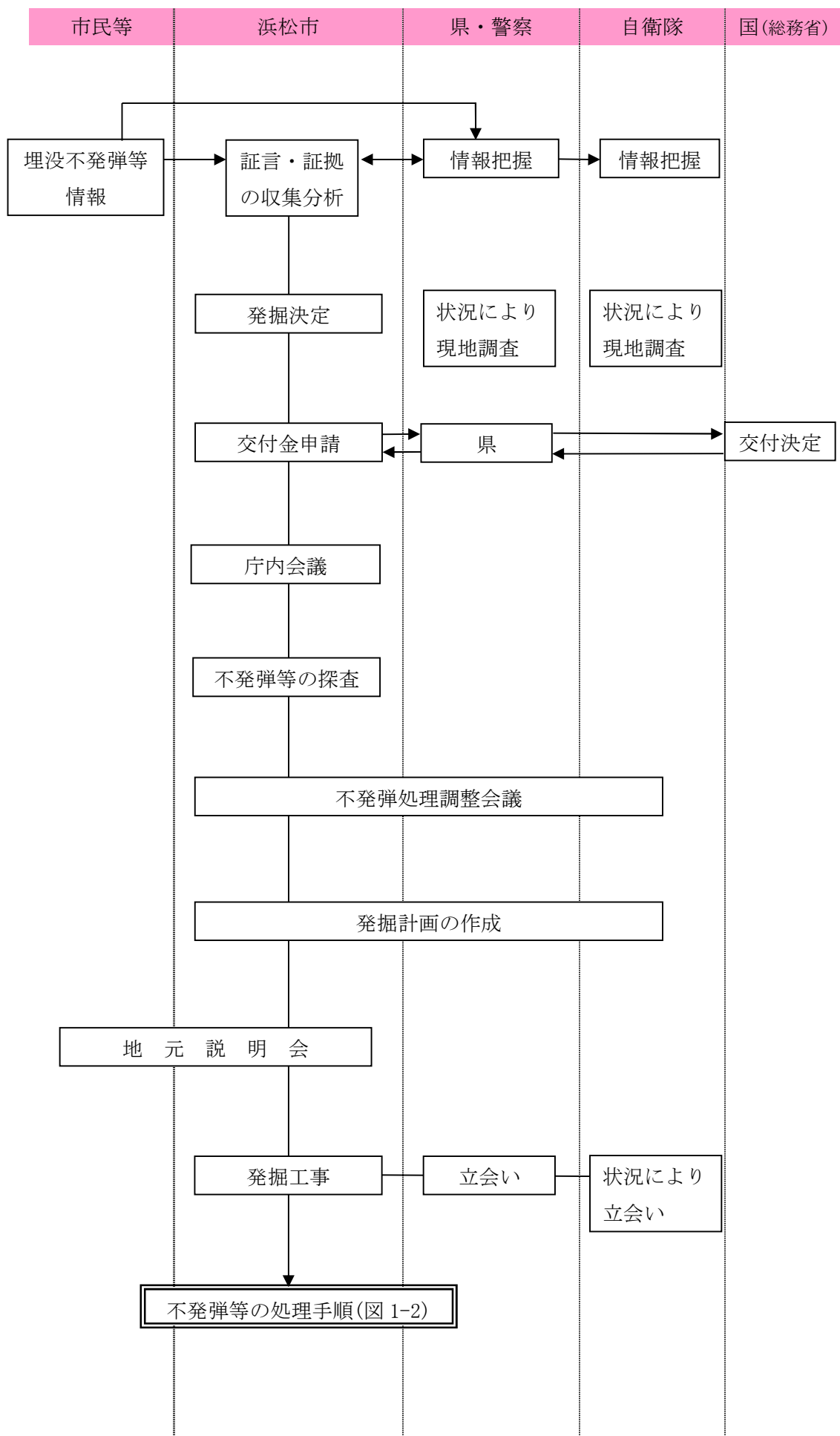
- 市は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

第3節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

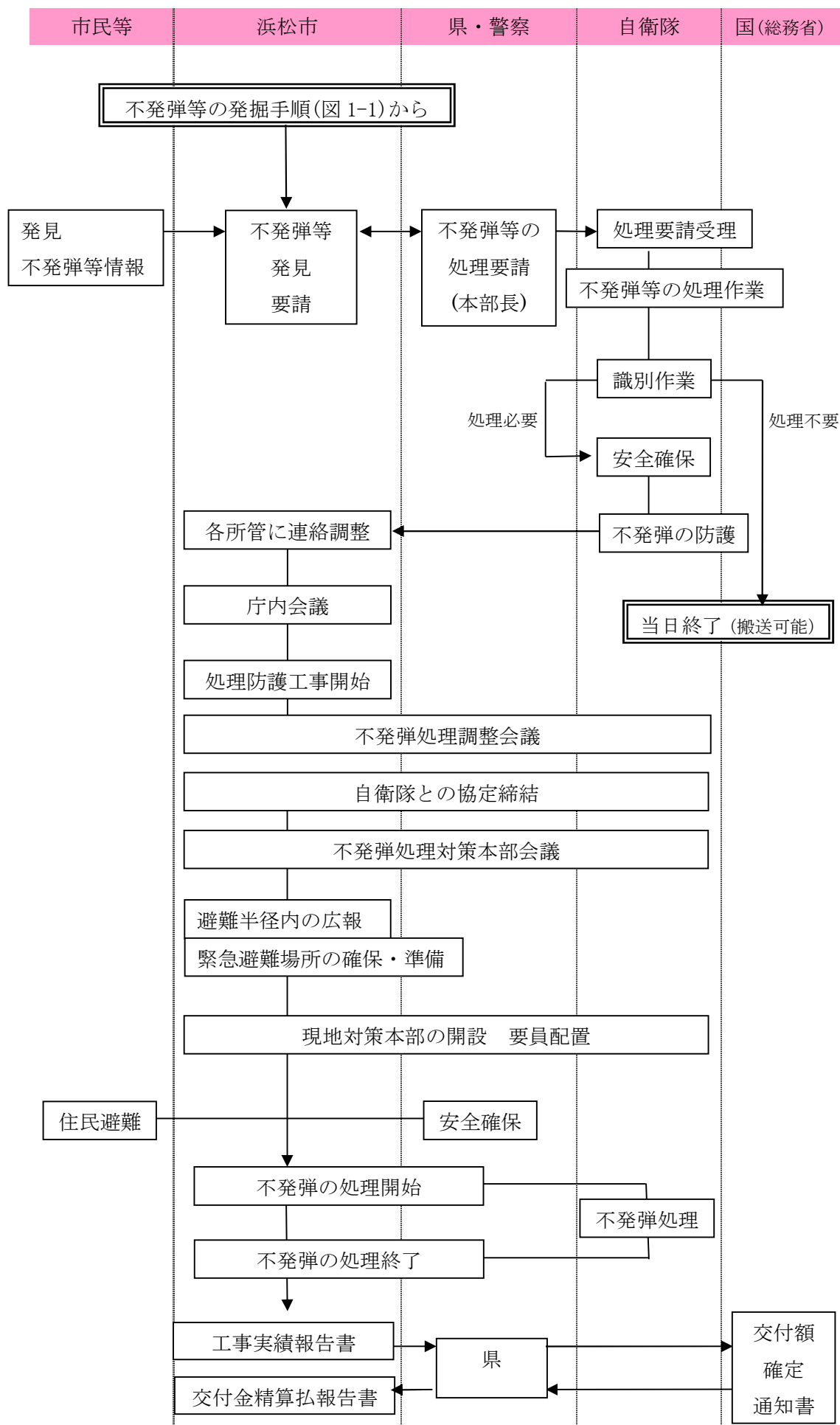
- 海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法^(※1)に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が市民等に及び避難が必要である場合は、本章を準用する。

※1 第84条の2(機雷等の除去)

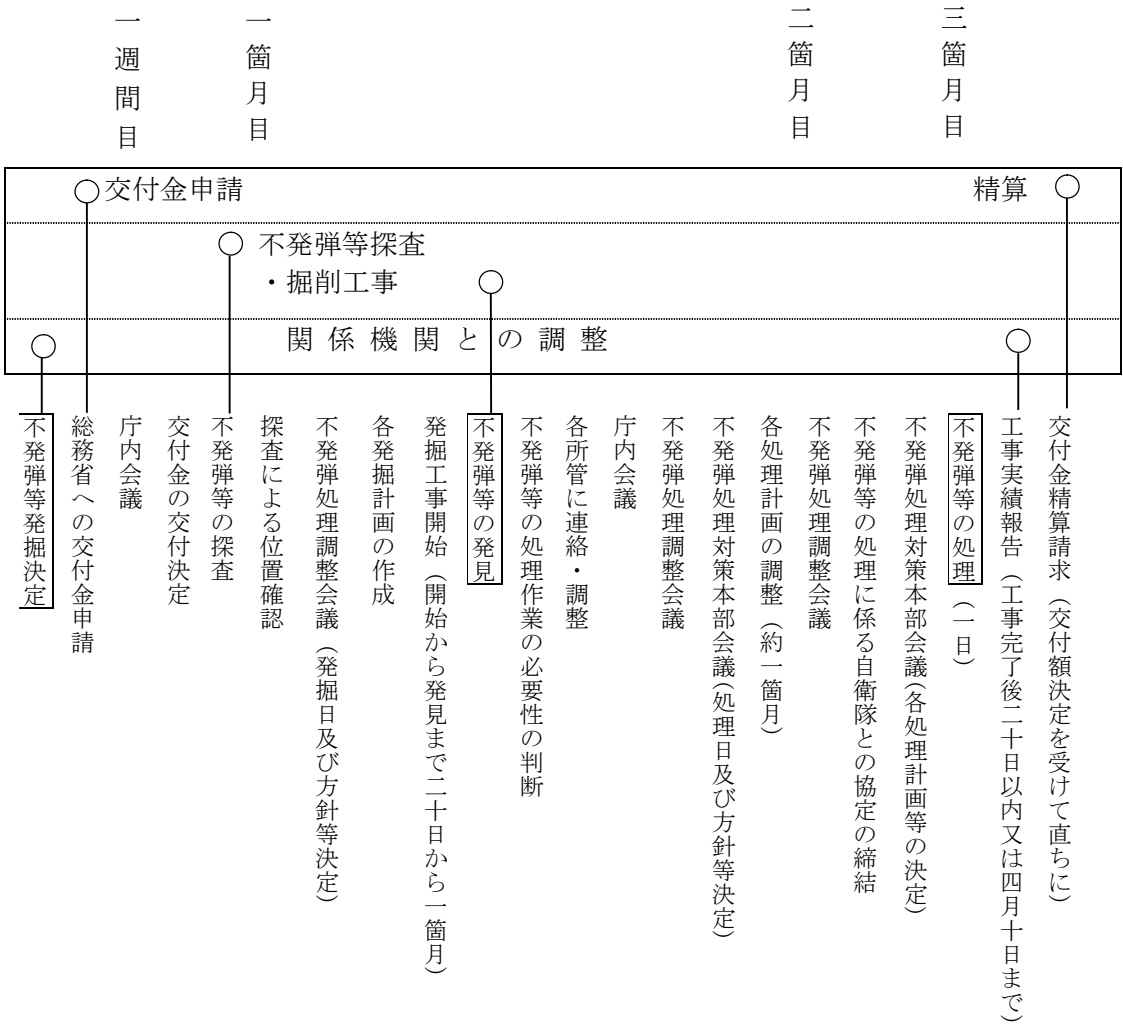
【図 1-1】不発弾等の発掘手順



【図 1-2】不発弾等の処理手順



【図2 埋没不発弾等の発掘日程及び処理工程】



- (注) 1 処理日程は、発掘工事の期間等を考慮し、不発弾の処理日を不発弾処理対策本部にて決定のうえ、その日を基準として作成する。
- 2 不発弾の処理のうち信管除去等は、信管の状況等によって一様でないため、不発弾等の発見と自衛隊の信管確認までは、不確定な要素が残ることがある。

【図 3 不発弾等の処理に伴う対策本部の組織及び構成】

＜庁内＞

本部長	副本部長	対策本部付	部	班
市長	副市長	危機管理監	災害対策本部事務局	総括班
		市民部長	広報部	広報班
		消防長	避難部	避難総括班
				避難支援班
				避難所開設班
			交通規制部	道路管理班
				交通安全対策班
			応急対策部	応急対策班
			警備・救護部	警備・救護班

＜関係機関＞

不発弾等の処理	陸上自衛隊東部方面後方支援隊第 102 不発弾処理隊
避難誘導	消防団、自主防災組織 外
警備	静岡県警察本部、浜松市警察部、関係警察署
交通規制	静岡県警察本部、関係警察署
応急対策	中部電力パワーグリッド(株)、サーラエナジー (株)、西日本電信電話 (株)、東海旅客鉄道 (株)、遠州鉄道 (株) 外
その他	上記以外の関係機関

第9章

大規模停電事故対策計画

- 浜松市内において大規模停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速且つ適切に応急対策等を講じるため、市及び防災関係機関等がとるべき行動を定める。

第1節 総則

【災害対策本部事務局】

1 市、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- 市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

市(※1)	・ 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報 ・ 関係防災機関との調整 ・ 二次災害防止のための活動 ・ 近隣住民に対する広報活動 ・ 静岡県又は他の市町等に対する応援要請 ・ 救助・救出用資機材、車両等の整備 ・ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立
中部電力パワーグリッド(株)	・ 浜松市との連絡・協議及び静岡県等の関係機関に対する事故状況の迅速且つ的確な通報 ・ 非常体制への移行 ・ 市対策本部へのリエゾン等の派遣 ・ 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応
県	・ 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること ・ 市及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること
県警察	・ 関係防災機関との連携強化 ・ 情報の収集及び実態の把握 ・ 被災者の救出・救助 ・ 影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備 ・ その他事故災害に必要な警察活動
医療機関	・ 搬送患者を効率的に受け入れるための情報伝達体制の確立

※1 消防組織を含む。

第2節 災害予防計画

【災害対策本部事務局】

1 情報収集体制の整備

- 浜松市、静岡県及び中部電力パワーグリッド(株)等の関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策を行うことができるよう緊急時の情報収集及び連絡体制を整備する。

2 電力会社等の防災体制の整備

市	・ 非常配備体制の整備 ・ 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備 ・ 緊急避難場所及び避難経路の選定と確保 ・ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助資機材の整備
中部電力パワーグリッド(株)	・ 情報連絡体制の整備 ・ 安全設備等の整備 ・ 防災体制の確立 ・ 防災訓練の実施 ・ 電力施設の整備促進 ・ 防災知識の普及啓発
県	・ 防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
県警察	・ 情報連絡体制の整備 ・ 防災体制の確立 ・ 交通規制体制の整備 ・ 信号機等の点検

3 大規模停電時に備えた資機材等の整備

- 中部電力パワーグリッド(株)等は、大規模な停電時に的確な応急・復旧活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

4 防災訓練

- 市、県、防災関係機関、中部電力パワーグリッド(株)等は、相互に連携し、応急活動及び復旧活動について、より実践的な防災訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策計画

【災害対策本部事務局、区本部】

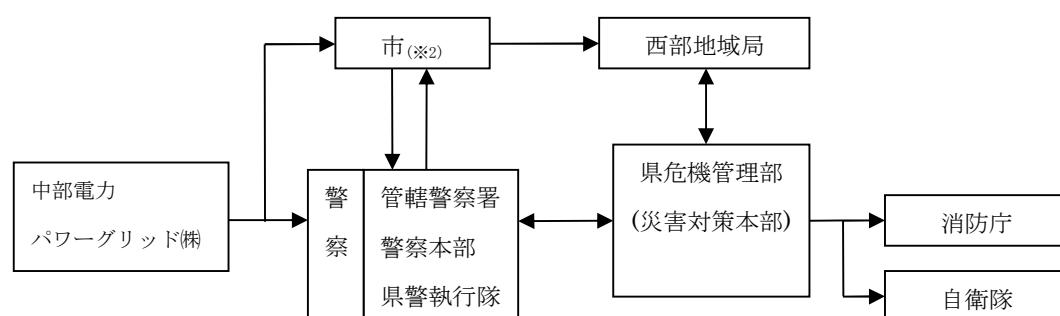
- 大規模停電事故が発生した場合の災害応急対策について定める。
- この計画は、「大規模事故対策編 第6章 大規模火災対策 第3節 応急対策計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。

1 情報の収集・伝達

- 大規模停電事故発生 of 通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。
- 市、県及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する(※1)。

※1 広報については、「共通対応編 第3章 第8節 災害広報計画」による。

【情報連絡系統図】



※2 危機管理課、
広聴広報課

※ 状況により、通報先が消防機関となる場合が考えられるが、基本的な系統は同様。

2 市の応急体制

- 事故の状況に応じて、事前配備職員の参集或いは職員の増員、災害対策連絡室体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

《停電の規模による体制及び基準》^(※3)

体 制	基 準
災害対策連絡室体制	市内において180,000戸以上の停電 ^(※4) が発生した場合 ^(※5) を1つの目安とする。

※3 「連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき」における判断基準とする。

※4 浜松市管内中部電力契約口数約543,000戸(2019年6月現在：中電確認)に対して、1/3の180,000戸以上の停電を大規模停電と位置付ける。/解説・運用編(参考1)

※5 中部電力パワーグリッド(株)ホームページ「停電情報」により確認。

3 事業者の応急体制

- 災害発生に際し、電力供給を確保するため、中部電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に基づき、その対策を樹立しておく。

(1) 防災体制と動員

《非常体制》

種 類	基 準
第1次非常体制	災害の発生が予想される場合又は発生した場合
第2次非常体制	相当程度の被害や社会的影響が予想される場合又は発生した場合
第3次非常体制	甚大な被害や社会的な影響が予想される場合又は発生した場合

《動員》

種 類	具 体 的 な 動 員 基 準
第1次非常体制	各班において応急対策実施準備に必要な動員であらかじめ指定された者
第2次非常体制	各班においてあらかじめ指定された者
第3次非常体制	全従業員
地震警戒体制	全従業員

(2) 防災本部の種類

- 防災体制に対応する災害対策組織として、非常体制時には非常災害対策本部を置く。

(3) 広報活動等

- 災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。
 - ・ 停電した時は、中部電力パワーグリッド(株)に通報する。
 - ・ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに中部電力パワーグリッド(株)に通報する。
 - ・ 断線垂下している電線には、絶対にさわらない。
 - ・ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない。
 - ・ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切る。
 - ・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れがないことや、器具の安全を確認する。
 - ・ その他事故防止のため留意すべき事項。
- 電気事故防止 PR については、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用、インターネットホームページ等を活用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し周知する。
- 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

(4) 災害時における危険予防措置

- 災害時においても、原則として電力の供給は継続するが、警察、消防機関等から送電停止等の要請があった場合は、当該設備の送電を停止する。
- 人命に関わる緊急避難的措置として、関係行政機関等から復旧活動の現地において仮送電、送電停止等の要請を受けた場合は、その指示に従う。
- 災害時における電力、要員、資材、輸送力の相互融通のため、他電力会社、電源開発(株)、関係会社、請負委託会社、電気工事店・隣接企業等と協調し、相互応援体制を整備しておく。

(5) 災害時における応急工事

- 災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度をもとに、迅速・適切に実施するとともに、二次災害の防止に配慮して実施する。

第4節 災害復旧計画

【災害対策本部事務局】

1 復旧事業計画の策定

- 中部電力パワーグリッド(株)は、関係防災機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮した上、復旧事業計画を作成し、迅速且つ適切に被害を復旧するよう努める。

2 施設の復旧

- 中部電力パワーグリッド(株)は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

3 安全性の確認と広報

- 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
- 安全性の確認がなされた場合は、報道機関等へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

4 再発防止策の検討

(1) 対応の評価

- 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。
- 関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

(2) マニュアル等の見直し

- 関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。